3　更生計画の骨子

⑴　一般更生債権の弁済

更生計画認可確定日において、後記第３、１、⑵のとおり免除を受けることとする。免除後の預託金債権の弁済については、後記第３、１､⑵のとおりである。

⑵　アイランドゴルフの貸金債権及び立替金債権

アイランドゴルフは更生会社に対して共益債権の弁済費用を貸し付けているほか、暫定営業において発生する諸費用を立て替えたことから、この立替金債権を有している（以下､「アイランドゴルフの債権」という。）。

アイランドゴルフの債権（但し、更生計画認可決定確定日後の新たな貸付金は除く。）については、本件スポンサー契約第２条１項⑤の規定にしたがい、劣後債権として扱う。

⑶　発行済み株式の消却

既存株式につき100％の無償減資を行う。具体的には、発行済み株式については、更生計画認可確定日から１か月を経過した日の属する月の末日までに、100パーセントの無償消却を行う。

⑷　新資本金

アイランドゴルフが全株式を取得する。新資本金は1000万円とする。更生計画認可確定日から１か月を経過した日の属する月の末日までに払い込みを行う。

⑸　取締役・監査役

アイランドゴルフが別途指名する者を、更生会社の新たな取締役及び監査役とする。

第３　更生債権者の権利の変更（法第167条１項１号）

１　更生債権者の権利の変更

⑴　確定更生債権

一般更生債権者総数及び確定更生債権額等は、以下のとおりである。

更生債権者総数　711名

確定更生債権総額

21億7047万9565円

（内訳）

元本　21億6957万9950円

利息・遅延損害金　89万9615円

⑵　権利の変更及び弁済方法

ア　免除率

①　更生手続開始決定日以降の利息・遅延損害金

更生手続開始決定日以降の利息・遅延損害金は、更生計画の認可決定が確定した時に全額免除を受ける。

②　元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・遅延損害金

元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・遅延損害金については、更生計画の認可決定が確定したときに次のとおり免除を受ける。

ⅰ　第３、２、⑴に定める「会員債権者」のうち、同⑵に基づき退会をしなかった債権者（以下､「継続会員債権者」という。）については、95％相当額について免除を受ける。

ⅱ　更生手続開始決定の時点で更生会社との間で会員契約が存在しない債権者及び第３、２、⑴に定める「会員債権者」のうち同⑵に基づき退会を選択した債権者(以下、「退会債権者」という。)については、96％相当額について免除を受ける。

イ　弁済方法

①　継続会員債権者

継続会員債権者は、前記ア①及び同②ⅰに基づく権利変更後の債権額について、据置期間を第３、２、⑵に定める退会期限日の翌日から10年とする預託金（以下､「新預託金」という。）として、引き続き更生会社に対する預託を継続するものとする。新預託金は、10年間の据置期間満了後、退会を条件として一括して返還する。

継続会員債権者は、引き続き、御前水ゴルフ倶楽部の会則等に基づき本件ゴルフ場を利用する権利を有し、同時に、年会費の支払い義務その他の会員としての義務を負担する。

②　退会債権者

退会債権者に対しては、前記ア①及び同②ⅱに基づく権利変更後の債権額を、更生計画認可決定確定後３か月を経過する日が属する月の末日までに一括して弁済する。

ウ　弁済に関するその他の事項

①　端数の処理

免除金額の計算に当たっては、１円未満の端数を切り捨てる。

②　支払方法

権利変更後の更生債権の弁済は、更生債権者の負担において、更生債権者が指定する金融機関の預貯金口座に振込送金することにより行なう。但し、本更生計画に定める弁済期日の１週間前までに金融機関の預貯金口座を指定しなかった更生債権者に対する弁済は、更生債権者の本店所在地において行う。

③　差引充当処理

更生会社が、更生債権者に対する弁済を行う際に、当該債権者に対して弁済期の到来した反対債権を有する場合、更生会社は、更生債権に対する弁済額から当該反対債権相当額を差し引いた金額を弁済する。

２　会員契約の扱い

⑴　会員契約の継続

更生手続開始決定の時点で、更生会社との間の会員契約が存在する会員債権者（以下､「会員債権者」という。）との会員契約は、原則継続するが、希望する会員は、次項の規定にしたがって、退会をすることができる。

⑵　退会希望者の手続

退会を希望する会員債権者は、更生計画認可決定確定日から２か月を経過する日が属する月の末日までの間であって、管財人が指定する日(以下､「退会期限日」という。)までに、更生会社に対し、管財人指定の様式による退会届を提出するものとする。

退会期限日までに退会届を提出した会員債権者との会員契約は、退会期限日の翌日をもって解除される。

⑶　旧会員権証書の回収と新会員証書の発行及び交付

退会届を提出するか否かにかかわらず、全ての会員債権者は、退会期限日までに、会員権証書を管財人宛提出するものとする。

管財人は、会員証書の提出のあった継続会員債権者に対して、第３、１、⑵、ア①及び同②ⅰに基づく権利変更後の預託金額が記載された会員証書を発行し、交付する。

第４　株主の権利の変更（法第167条１項１号）

１　資本金の減少

会社の資本金を次のとおり減少させる。

⑴　減少すべき資本金の額　5000万円

⑵　資本金減少の方法

更生計画認可決定前の発行済み株式の全部（普通株式1000株）を更生会社が取得し、これを消却する。

⑶　資本金減少の効力

資本金減少の効力は、次項「募集株式の発行」に記載した募集株式の払込の日に発生するものとする。資本金減少の効力が生じた日に、更生計画認可決定前の発行済み株式の全部についての株券は当然に失効する。

２　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり、新たに払込を受けて、募集株式を発行する。

①　募集株式の数　普通株式200株

②　募集株式の払込金額　１株につき金５万円

③　増加する資本金の額　1000万円

④　増加する資本準備金の額　０円

⑤　払込期日

更生計画認可確定日から１か月を経過した日の属する月の末日までの期間とする。なお､募集株式の割当を受けた者は、払込の日から株主となる。

⑥　割当先

株式会社アイランドゴルフ

1000万円（200株）